

第三十七号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二五、一二五人」を「一八、四二九人」に改め、同表二の項中「六、七六四人」を「六、七三三人」に、「三、七八三人」を「三、七二三人」に、「一三、〇六八人」を「一二、九七七人」に改め、同表三の項中「一四八人」を「一五〇人」に改め、同表七の項中「七一二人」を「七一九人」に改め、同表合計の項中「三九、二三四人」を「三二、四五六人」に改める。

附 則

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 令和四年六月三十日までの間に限り、この条例による改正後の東京都職員定数条例第二条第一項の表一の項中「一八、四二九人」とあるのは「二五、二六七人」と、同表合計の項中「三二、四五六人」とあるのは「三九、二九四人」とそれぞれ読み替えるものとする。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。